

国東警察署協議会

第2回会議の開催状況

第1 開催月日

令和6年10月4日（金）

第2 出席者

公安委員長

協議会 委員 4名

警察署 署長、副署長、総務会計課長、生活安全刑事課長、地域交通課長、
空港警備派出所長、警備課長 7名

第3 議事の概要

1 業務説明等

警察署から

・令和6年8月末現在の管内概況及び運営重点の推進状況等
について説明がなされた。

2 業務説明等に関する意見等

- (1) 委員から「先日行われた花火大会では、人が多く集まり、中には入れ墨をしている方もいて不安を覚えることがあった。このような場合においてトラブルに巻き込まれた時はどうすればよいか」旨の質問がなされ、警察署から「入れ墨については、ファッションとして取り入れている方もいるため、それだけで判断することはできないが、トラブルに巻き込まれそうになったらすぐに警察に通報していただきたい」旨の説明がなされた。
- (2) 委員から「台風10号により被災した地域の土砂が片付いていない状況の中、秋雨前線の活発化等により、いつ更なる被害が発生するか分からない。非常の際における市役所等との協力をお願いしたい」旨の意見がなされ、警察署から「先日の台風10号の対応において、警察・市役所・土木事務所等各機関との連携について課題があると感じた部分がある。よって被災後すぐに各機関の担当者間により、冠水や土砂崩れ等が発生した際の通行止めの措置について、今後、無駄がない行動が取れるよう打ち合わせを行ったところである。次に災害が発生した際も、地域の方々の安心安全を守っていけるように、関係機関と連絡を密にし、早急な対応を取れるようにしたい」旨の説明がなされた。
- (3) 委員から「空港の警備対策について伺ったが、警衛や警護等を実施する際、その間の市民の生活は確保されるのか」旨の質問がなされ、警察署から「警衛・警護における交通規制は、必要最小限とするなどしているので、市民の生活に支障を来すようなことはないようにしている。市民の皆様の協力をいただきながら、円滑に実施できるよう進めて参りたい」旨の説明がなされた。

3 諮問事項について

(1) 交通事故防止対策の取組状況について

警察署から、

- ・ケーブルテレビ出演による広報活動の実施
 - ・高齢者サロン、各企業、学校に直接出向いた、事故防止の講話の実施
 - ・スーパーマーケット駐車場における、バック駐車等の呼びかけの実施
 - ・自転車の法改正に伴う、通学時間帯における法改正に関する広報の実施
- について説明がなされた。

ア 委員から「あるコンビニエンスストアに立ち寄った際、駐車していた車がすべて頭から駐車していた。また店舗にもバック駐車についてのポスターが貼られていなかった。周知徹底ができていないのではないか。事故を起こさないようにするために、何回も啓発をしていく必要があると思う」旨の意見がなされ、警察署から「警察では、スーパーマーケットやコンビニエンスストアでのチラシ貼付について協力を求めているところであるが、協力していただけたところもあれば、そうではないところもある。引き続き、あらゆる機会を通じて声かけするなど、広報活動を行っていききたい」旨の説明がなされた。

イ 委員から「インターネットを見ていたら、コンビニエンスストアでは頭から駐車するのが当たり前だという意見があった。人通りや排気ガスの問題で困るという店舗もあるということであった。国東ではどうか」旨の質問がなされ、警察署から「管内の全てのコンビニエンスストアに駐車方法について確認をとっているわけではない。また、明確にルール化している所もないと思うが、頭から駐車するべきと考えている方はいると考える。民間の施設内のことであるため、警察としてはあくまでも協力を求めるという立場となる。引き続き協力を求めていくよう活動したい」旨の説明がなされた。

ウ 委員から「学生の自転車事故について最近はどのような状況か。また、自転車運転者のヘルメット着用率についてはどうなっているか」旨の質問がなされ、警察署から「最近では学生の事故の件数は減っているが、街頭活動において、自転車の並進等が見受けられるので指導していききたい。ヘルメットの着用率は、学生はほぼ100%であるが、一般の方には依然として浸透していないので、引き続き広報活動を行っていききたい。また外国人労働者についてもヘルメットを着用していない者が多く見受けられるため、事業所に対する周知も進めていききたい」旨の説明がなされた。

エ 委員から「最近車を運転していたとき、中央線をはみ出したりする危険な運転をしている車を見かけた。そういったときはどうすればよいか」旨の質問がなされ、警察署から「スマホを持って運転していたり、飲酒運転の可能性もあるので、可能であれば、そのような危険な車が走行していることを見かけたその時に、遠慮なく通報していただきたい」旨の説明がなされた。

オ 委員から「高齢者の方の運転は、車線の右側に寄りがちであるなど、気を付けなければならない特性などがある。講話などで広報していく際は、全国の事例を挙げられてもピンとこない場合がある。あまり地域を特定するわけにはいかないのが難しいと思うが、ある程度地域で実際にあった高齢者の事故について伝えていただけたら、より身近なこととして捉えられると思う」旨の意見がなされた。

(2) 詐欺被害防止対策の取組状況について

警察署から、

- ・国東市民病院待合室のデジタルサイネージでの詐欺被害防止の静止画放映
- ・国東市長と共演したSNS型投資・ロマンス詐欺被害に関するケーブルテレビ番組について、各種会合において放映するなど、被害防止に活用中。来月にも最新版の番組をケーブルテレビ協力の下に製作予定。

について説明がなされた。

ア 委員から「電子マネーを使った詐欺などについては、コンビニエンスストアの方も十分に気にかけていると思うが、店員が説得しても聞かずに購入して振り込むと言ったパターンがあるのか」旨の質問がなされ、警察署から「そういうパターンもある。警察からはコンビニエンスストアに対して電子マネーを買う方には声かけを依頼しており、実際に店員の方も声を掛

けてくれてはいる。しかし、購入者から「詐欺ではない」と言われてしまうと、それ以上の対応は難しいところがある。おかしいと思ったら間違いでも構わないので警察に通報してほしいとの依頼をするなど、継続して広報していくしかないと考えている」旨の説明がなされた。

イ 委員から「杵築日出警察署の双城劇団が行う芝居による詐欺防止を見たことがあり、効果があると思った。国東署でも興味がある署員がいたらやってみてはどうか。それが難しければ、ケーブルテレビで国東で被害に遭った人の年代など具体的な話をして広報していただきたい」旨の意見がなされ、警察署から「劇団については、職員の得手不得手など、簡単ではないところがあるが、ケーブルテレビという良い広報媒体をうまく活用して、引き続き広報活動を行って参りたい」旨の説明がなされた。

ウ 委員から「講話などについて、市民からの依頼を待つだけではなく、会合等の情報をキャッチして、警察から出向いてPRしていくことが大事ではないか」旨の意見がなされた。

4 その他の意見・要望等

(1) 匿名・流動型犯罪グループについて

委員から「最近よく聞く、いわゆる『匿流』について、警察署における対応策は何かあるか。また、防犯対策については何かあるか」旨の質問がなされ、警察署から「匿流に限らず、どんな犯罪も、いつ起こってもおかしくないという意識を持って取り組んでいる。防犯対策についても様々なものがあるが、これをすれば絶対安全だと言える対応策を示すのは難しいのが現状である。引き続き犯罪手口などの広報・啓発活動を行い、防犯意識を高められるよう努めて参りたい」旨の説明がなされた。

(2) 防犯カメラの犯行映像について

委員から「テレビで、防犯カメラに映った犯行映像が流されていることがあるが、犯罪を起こしているとわかっているのに、映像に映った犯人の顔を隠しているのはなぜか」旨の質問がなされ、警察署から「犯人と特定できていない段階では顔を出すのは難しいためである。警察が、間違いなく犯人であると言えるのは逮捕状を取ってからとなる。指名手配するにしても要件が限られており、本当に間違いのないということで顔写真を全国に手配できる」旨の説明がなされた。